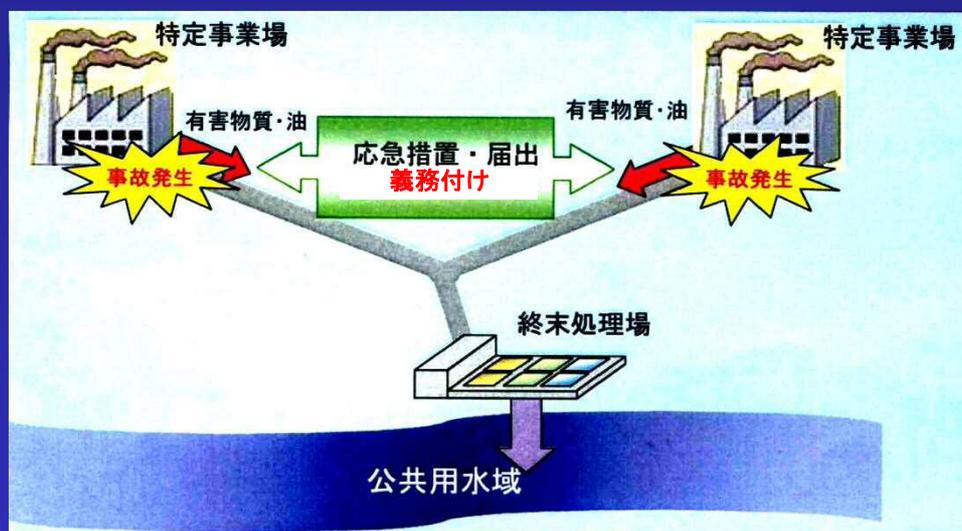


— 事故時の措置 —

(特定事業場において、有害物質又は油を含む下水が公共下水道に流出する事故が発生した場合における応急の措置、及び公共下水道管理者への届出の義務付け)

事故が発生した場合は、下水道施設での対応もあるため、直ちに、裏面の連絡先へ連絡してください。

<事故時の措置の概要>



(1) 有害物質流出事故とは

- ・ **有害物質等流出事故**とは、自然災害等発生原因を問わず特定事業場内において除害施設等の機能の停止、貯蔵タンクや配管等の破損、操作ミス等により、**有害物質又は油を含む下水が公共下水道に流出**するような事態です。

(2) 事故時の対応（下水道法第12条の9）

- ・ 平成17年11月より特定事業場における**事故時の措置が義務付け**されました。
- ・ 特定事業場で事故が発生した場合には、**事故時の応急措置、公共下水道管理者への届出**が必要です。（**事故が発生した場合、直ちに裏面の連絡先に連絡**ください）
- ・ 適切な応急の措置が講じられていない場合は、**公共下水道管理者が応急の措置を講ずべきことを命じます**。
- ・ 応急の措置の命令に違反した場合、**罰則**が適用されます。

